

令和6年3月分札幌圏及びその他地域 求職者支援訓練定員数等について

○ 申請受付期間 令和5年11月10日(金)～11月24日(金)

	定員数									
	北海道 全域	新規枠	札幌圏				その他の地域(短期・短時間特例訓練のみ)			
			3月							
			計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限	計	新規枠	同分野で競合がある場合の上限	同分野で競合がない場合の上限
基礎コース	60	40	40	20	12	20	20	20	6	20
実践コース	245	200	145	100 (実践コース全体の上限)			100 (実践コース全体の上限)			
介護福祉分野	50			30	9	20	20	6	20	
デジタル分野	95			55	16	40	40	12	40	
情報	40			20	6	20	20	6	20	
webデザイン	55			35	10	20	20	6	20	
医療事務分野	40			20	6	20	20	6	20	
その他の分野	60			40	12	20	20	6	20	
計	305	240	185	120			120	120		

- 訓練を実施する地域ごとに区分を設け、区分は安定所管轄地域に応じて設定する。
①「札幌圏」は札幌市に設置されている公共職業安定所の管轄地域(札幌市、北広島市、江別市、石狩市、当別町、新篠津村)とする。
②「その他の地域」は札幌圏地域を除いた地域とする。
- 訓練1コースの定員は基礎コース、実践コースとも20名を上限とする。
- 訓練認定については、札幌圏を除き四半期ごとに認定するが、札幌圏においては月ごとに認定を行う。(その他の地域の定員は、短期・短時間特例訓練のみの定員であること。)
- 新規枠は、地域別に基礎コース、実践コースごとに設け、新規枠での申請は、該当分野の定員の範囲内とする。
- 新規枠での認定は、該当する地区・分野の定員の30%を上限とするが、20名を下回る場合は20名を上限とする。ただし、当該分野における定員枠が少なく、新規枠と実績枠が競合した結果、いずれかの枠のコースしか選定することができない場合、実績枠を優先し割り当て、残余を新規枠とする。
- 地域ニーズ枠として、実践コースのうちeラーニングコースを年間1コース設定。
- 就職氷河期世代支援枠
○期間緩和コース(①介護職員初任者研修、②生活支援援助者研修、③医療事務従事者対応)下限を2か月以上とする。
○時間緩和コース(1か月80時間以上、1日の訓練時間3～6時間で設定)
※期間及び時間の要件緩和コース【年1,165名以上】
- その他の地域で競合があった場合には、ある一定地域に訓練が集中するのを避ける為に、ハローワーク別に細分化しハローワーク毎の選定を優先する。
- 短期・短時間特例訓練についても、上記定員の範囲内において認定を行うこと。